

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 21,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額等を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記の①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査等委員会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 当社に対する会計監査人の対価をともなう非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合には、監査等委員会の選定した監査等委員が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員会は、監査等委員会の決議に基づき、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間に、責任限定契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の順守」及び「資産の保全」という4つの目的を達成するため、内部統制システムの構築をしてまいります。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備することが、最も重要な経営課題のひとつであることを、取締役はじめ全役職員が認識するとともに、体制の構築を推し進め、株主、取引先、地域社会、従業員から信頼される会社となることを基本方針としております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「倫理法令順守マネジメントシステムの枠組みに関する規程」に基づいた「倫理法令順守マネジメントマニュアル」により、構築すべき倫理法令順守マネジメントシステムの枠組みを示し、倫理法令順守のパフォーマンスを高め、「自浄メカニズム」、「主体的改善メカニズム」がより良く働く組織をつくることを進める。また、法令順守・企業倫理について統一した考えを明確にし、企業責任を果たす行動をとるため、全社員共通、共有の「基本理念・経営ビジョン」に行動指針・規範を明記し、社員の倫理観、道徳観を教育する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する文書等は、「文書管理規程」に従って保存及び管理する。情報の管理については、「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム 要求事項」に基づいた「ISMSマニュアル」により、保有する情報の保全を図る。また、知り得た個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に従って管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント原則及び指針」に基づいた「リスクマネジメントマニュアル」により、日常活動を通じてリスクを発見し、それらを適切に処理する。また、リスクマネジメント方針に基づき、システムの運用展開を図ることにより、経営に関わるリスクを全社的視点で合理的かつ最適な方法で管理し、全体最適かつ機動力の高い対応を行う。そして組織が緊急事態に陥った場合、組織の機能を維持し、迅速に復旧できるよう緊急時対策及び復旧対策を計画し、実行していくために、適切なリスクマネジメントの導入を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」等の社内規程を順守するとともに、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監視する。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の状況に応じて、当社の社内規程に準じて必要な管理を行うとともに、会計監査人等へ必要な情報を提供し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査等委員会は会計監査人等と連携を図り、グループ会社全体の管理、監督を適正に行う。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従って、直ちに監査等委員会に報告する。当社は、当該報告を行った者に対し、解雇その他いかなる不利益な取扱を行わないことを「公益通報者保護法に関する内部規程」に定め運用している。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づいて常勤監査等委員が中心となり、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務執行の状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するなどにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行を監査する。また、監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、その他法律・会計の専門家等を活用することができ、その費用は会社が負担するものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、反社会的勢力及びその団体との関係を遮断し排除することが、当社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、その対応は管理部総務担当が統括部門となり、警察等関係機関、顧問弁護士等と緊密に連携して適切に対応する体制を整備しております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令順守・企業倫理についての考えを明確にし、企業責任を果たす行動をするための行動指針・規範を明記した、全社員共通、共有の「基本理念・経営ビジョン」を毎年度更新し、全役職員に配布し、周知徹底をしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する稟議書、議事録等の文書の管理については、「文書管理規程」等の社内規程等に基づき、適正に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント原則及び指針」に基づき、各部門の責任者が、法令順守やリスク管理についての徹底、指導を行い、日常活動を通じてリスクの早期発見と未然防止に努めています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」等に基づき、月に1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項等の決定を行っています。当期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）における取締役会の開催状況は13回あります。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の社内規程に準じて必要な管理を行うとともに、会計監査人等へ必要な情報を提供しています。

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

内部通報制度を設け、法令等の順守をはじめとする問題についての報告や相談に管理部総務担当が応じております。また、報告や相談を行った本人や部署に対する保護を定めており、通報者が不利益を被ることがないような体制を整備しております。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員が中心となり取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等から経営、業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けています。また、会計監査人と定期的に会合等をもち、情報の交換を行っております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

三重県企業防衛対策協議会に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料及び仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 17～50年

機械及び装置 9～10年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生時の翌事業年度に全額費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は建築・防災・都市景観整備・環境・福祉・緑化関連製品・産業用鋳物の製造及び販売をその事業としており、単一セグメントであります。

製造請負・販売契約においては、受注した製品を生産し引き渡す履行義務を負っております。

受注した製品を生産し引き渡す履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合については、出荷時に収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価について

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
製 品	634,678
仕 掛 品	183,831
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	582,510

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価については、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、評価損を計上しております。また、将来の消費見込み数量又は販売見込み数量を超過するものを過剰在庫として取扱い、必要な評価損を計上しております。当事業年度の戻入額相殺後の評価損金額は13,875千円であります。

正味売却価額及び将来の消費見込み数量並びに将来の販売見込み数量は、期末前の実績に基づき算定しているため、実際の市場における将来の市況悪化又は正味売却価額が当社の見積りより悪化した場合は、追加評価損が必要となる場合があります。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,421,766千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 | 106千円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

　　売 上 高 2,617千円

　　営業取引以外の取引高 891千円

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| 1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 | 1,440,000株 |
| 2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 | 16,398株 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月8日 取締役会	普通株式	177,963	125.00 (うち、普通 配当75円、 記念配当50 円)	2023年 3月31日	2023年 6月8日
2023年11月6日 取締役会	普通株式	106,778	75.00	2023年 9月30日	2023年 12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月7日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 177,950千円
- ②1株当たり配当額 125.00円
- ③基準日 2024年3月31日
- ④効力発生日 2024年6月6日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	19,355千円
退職給付引当金	108,507千円
貸倒引当金	5,790千円
棚卸資産	65,043千円
未払事業税	15,334千円
役員退職慰労引当金	85,464千円
未払役員退職慰労引当金	807千円
投資有価証券	350千円
減損損失	55,505千円
その他	8,982千円
繰延税金資産小計	365,142千円
評価性引当額	△174,703千円
繰延税金資産合計	190,438千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,435千円
繰延税金負債合計	△2,435千円
繰延税金資産の純額	188,002千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動に必要な資金は自己資金を充当しており、銀行借入等による資金調達は行っておりません。

また、余剰資金は安全性の高い金融商品で運用しており、デリバティブはまったく利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先金融機関との取引の深耕等に資する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社は、与信管理規程に従い、受取手形、電子記録債権及び売掛金について、取引開始時における信用調査及び実地調査、与信限度額の設定、継続的な与信管理、回収状況の管理等を実施しております。

② 市場リスク

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社は、自己資金において十分な流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	13,117	13,117	—
資産計	13,117	13,117	—

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	26,550
関係会社株式	10,000
出資金	3,600

これらについては、「その他有価証券」には含まれておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	13,117	—	—	13,117
資産計	13,117	—	—	13,117

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価は、相場価格を用いて評価しております。当社が保有している上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	鋳鉄 器材	スチール 機材	製作 金物	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	2,463,007	1,280,190	4,259,781	661,366	8,664,346
外部顧客への売上高	2,463,007	1,280,190	4,259,781	661,366	8,664,346

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載のとおりです。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 10,344円76銭

1株当たり当期純利益 731円74銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,041,760千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	1,041,760千円
普通株式の期中平均株式数	1,423,673株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

カネソウ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人
桑名事務所

指 定 社 員	公認会計士 西 野 賢 也
業務執行社員	岩 田 哲 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カネソウ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室及び内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のようにして監査を行った結果、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

カネソウ株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 山田 耕二 印
監査等委員 山田 康之 印
監査等委員 荒木 康行 印

(注) 監査等委員山田康之及び荒木康行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上